第2節

日本の国際協力 (開発協力と地球規模の課題への取組)

総論

〈開発協力大綱とODAの戦略的活用〉

日本が1954年に政府開発援助(ODA)¹を開始してから60年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

一方、開発協力をめぐる国際情勢は大きな転 換期にある。世界が直面する課題は多様化・複 雑化し、グローバル化の進展ともあいまって、 国境を越えて広範化している。さらに、昨今の ODA以外の公的・民間資金や新興国による支 援の役割の増大を踏まえ、先進国のみならず開 発途上国を含む各国の知恵や行動、中央政府以 外の多様な力(企業、地方自治体、NGOなど) を結集することが重要である。この新たな時代 に、日本が平和国家としての歩みを堅持しつ つ、開発協力を国際協調主義に基づく「積極的 平和主義 | の一環と位置付け、ODAを戦略的 に活用して開発課題や人権問題に対処していく ことは、日本の国益の確保にとって不可欠と なっている。こうした認識に基づき策定された 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)の下、 国際開発目標である「持続可能な開発のための 2030アジェンダ | を着実に実施していく必要 がある。また、現地で国際協力に携わる日本人 の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築 することが不可欠となっている。

日本にとって開発協力は外交政策の最も重要 な手段の一つであり、中東やアフリカにおける 難民等の課題への取組や災害など緊急時の人道 支援から、開発途上国のインフラ整備・人材育 成といった経済社会開発まで、国際社会の平和 と安定及び繁栄のために積極的に貢献していく 上で不可欠なものである。日本が議長国を務め た5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、中東 地域の安定化のための3年間で総額約60億米 ドルの支援、国際保健の諸課題に対応するため の総額約11億米ドルの支援や、女性の活躍推 進に関する人材育成支援を行うことを発表し、 また、8月の第6回アフリカ開発会議(TICAD VI) において、約1,000万人の人材育成、官民 総額300億米ドル規模の質の高いインフラ整 備、保健システム構築、平和と安定の基礎作り 等のアフリカの未来への投資を発表するなど、 日本は国際的な開発課題解決のための取組を力 強く主導した。

また、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくことも重要な国益である。「日本再興戦略」(2016年6月改訂)や「インフラシステム輸出戦略」(2016年5月改訂)でも言及されているとおり、日本の企業等の海外展開を一層推進していくため、ODAを戦略的に活用していく必要がある。5月には、「質の高いインフラ輸出拡大イニシア

¹ 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照

ティブ」の下、オールジャパンで、世界全体のインフラ案件向けに今後5年間で約2,000億米ドルの資金等を供給することを発表した(コラム「質の高いインフラ投資」208ページ参照)。8月に安倍総理大臣が打ち出した「自由で開かれたインド太平洋戦略」(特集「自由で開かれたインド太平洋戦略」15ページ参照)に基づき、ODAも積極的に活用しつつ、アジアと中東・アフリカの「連結性」強化のための質の高いインフラ投資を推進し、国際社会の平和と安定及び繁栄に引き続き貢献していくことが重要である。

日本のこうした取組は国際社会からも高い評価と信頼を得ており、日本が世界の責任ある主要国として国際社会を主導し、日本の国益にかなった国際環境や国際秩序を確保していくためにも、今後とも継続・発展させていくことが必要である。

〈地球規模の課題への取組〉

グローバル化により、経済・社会が地球規模で劇的に発展する一方、多様な脅威が国境を越えて人間の安全保障を脅かしている。紛争・テロ、災害、気候変動などの地球環境問題、感染症を含む国際保健課題、人身取引・難民問題・労働問題、経済危機といった課題は、一国のみで対処できる問題ではなく、人間の安全保障を念頭に、国際社会が協力しなければならない。2015年は、こうした地球規模の諸課題にとって新しい枠組みが策定された「節目の年」であったが、2016年は、その実施元年として、日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットやTICAD VIを通じて指導力を発揮した。

2015年9月に2030年を期限とする国際開発目標として採択された持続可能な開発目標 (SDGs) を実施するため、2016年5月に総理大臣を本部長、全国務大臣を構成員とする SDGs推進本部を内閣に設置し、12月には SDGs達成に向けた日本の指針 (SDGs実施指針)を決定した。また、持続可能な開発の実現にとって不可欠である防災分野では、2015年

3月に仙台市で開催した第3回国連防災世界会 議で「仙台防災枠組」が採択され、防災の主流 化が着実に進んだ。2015年12月には国連総 会で「世界津波の日(11月5日)」が制定され たことを受け、2016年は日本国内及び世界各 地で「世界津波の日」の普及啓発イベントや津 波防災避難訓練等を実施した。保健分野では、 開発協力大綱の課題別政策で、2015年9月に 策定された「平和と健康のための基本方針」の 下、世界の保健課題の取組に貢献した。2016 年5月のG7伊勢志摩サミットや8月の TICAD VIでは、同分野を大きく取り上げ、感 染症等の公衆衛生危機への対応能力強化や危機 対応に資するユニバーサル・ヘルス・カバレッ ジ (UHC)²の推進を始めとする保健システム 強化に向けた議論を主導した。

気候変動分野については、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス排出削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みである「パリ協定」が2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(於:フランス)において採択されていたが、同協定は2016年11月4日に発効した。日本は、同協定の締結手続を11月8日に完了するとともに、COP22(於:モロッコ)にて実施指針の策定に関する交渉へ積極的に参加した。採択された合意文書には日本の主張が反映され、引き続き全ての国が参加する形で実施指針の交渉を行うこと、2018年までに実施指針を採択すること等が決定された。

日本は、引き続きグローバル・パートナーシップの下で、各国、国際機関、市民社会などと協力しながら、防災、保健、女性、教育などの得意分野を始めとして、人間の安全保障を推進し、地球規模課題の解決に積極的に取り組んでいく。

地球温暖化による北極の環境変化は、北極海 航路の利活用や資源開発といった可能性と同時 に、脆弱な自然環境に与える影響などの課題を

² 全ての人が基礎的保健サービスを必要なときに負担可能な費用で享受できること

もたらしており、国際的な議論が高まりつつある。日本は、これらの課題への対処における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指し、10月、「我が国の北極政策」を策定した。これを契機として、北極評議会(AC)の活動に対して一層の貢献を行うほか、AC以外の二国間や多国間の場においても日本の考え方や取組を発信し、北極に関する国際的なルール作りに積極的に関与していく。

北極海では、地球温暖化の影響に伴う北極海の海氷の面積減少により、北極海を経由する新たな航路の利活用や資源開発の可能性が現実味を帯びている。その一方で、北極における環境変化は、北極圏の生態系や先住民の生活のみならず、地球環境全体に対しても影響を与え得る。日本は、2015年に策定した「我が国の北極政策」に基づき、北極に関する国際的なルール作りに積極的に関与するとともに、北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献や二国間・多国間での協力の拡大により、北極に係る



TICAD VIでは、アフリカの栄養改善を目的とした「食と栄養のアフリカ・ イニシアチブ(IFNA)」の発足が決定された(写真提供: JICA)。



障害のあるシリア難民への心理社会的支援(ヨルダン)。JICAは障害者同士が互いを支え合うピアサポートグループの設立などの支援を実施し、障害者の社会参加を促進している(写真提供:JICA)。

グローバルな国際協力を推進していく。

〈科学技術外交〉

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本の優れた科学技術に対する国際社会の関心と期待は高い。日本は、科学技術協力を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献しており、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた「科学技術外交」の推進にも力を入れている。

各論

1)開発協力(ODA等)

(1) ODA の現状

2016年度開発協力重点方針

開発協力は、国際協調主義に基づく「積極的



難民の大半が集中しているトルコ南東部のシリア難民キャンプ。JICAはトルコの地方自治体を中心に上下水道や廃棄物処理など難民受入れ国の負担を軽減する支援を実施(写真提供: JICA)



ケニア「UHCの達成のための保健セクター政策借款」の主要アクションの1つ、「貧困層向け健康保険補填プログラム」の利用者(写真提供: JICA)

平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献し、日本の外交政策を推進していく上で、最も重要な手段の1つである。開発協力大綱に基づき、戦略的かつ効果的な開発協力を推進すべく、外務省は以下を2016年度の重点と位置付け、様々な主体との連携の強化を図りつつ取り組んでいくこととしている。

(ア) 国際社会の平和と安定のための環境整備 と普遍的価値の共有

人道支援、テロ対策、平和構築、海上保安能力の強化等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に積極的に貢献する。民主主義、法の支配、人権といった普遍的価値を共有する国の取組を支え、日本との関係を強化するため、法制度整備やガバナンス強化等の協力を行う。開発協力を通して、親日派・知日派の育成とネットワークの強化を行うとともに、日本の魅力や取組を積極的に対外発信する。



全国スポーツ大会(南スーダン)2011年の独立後、JICAの支援で初めて開催。異なる地域や民族出身の選手がフェアプレー精神で試合を行った(写真提供: JICA)。



TICAD VIで行われた UHC in Africa に関するハイレベルパネルでスピチする安倍総理大臣(写真提供:内閣広報室)

(イ) グローバルな課題への対処と人間の安全 保障の推進 ~「持続可能な開発のための 2030アジェンダーを踏まえて~

人間の安全保障の理念の下、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施を推進する。また、保健、教育、防災、ジェンダー、環境・気候変動等の分野で協力を推進し、グローバルな課題の解決に貢献する。

(ウ) 開発途上国と共に「質の高い成長」を目 指す経済外交・地方創生への貢献

開発途上国における「質の高い成長」の実現に向けた協力を行うと同時に、日本の経済成長や地域活性化に貢献するため、インフラシステム輸出に資する協力を行うとともに、TPP協定を含む経済外交上の取組と連動し、地方自治体や中小企業等の海外展開の支援や対外直接投資の環境整備を行う。また、開発途上国の産業人材育成を支援するとともに、医療技術・サービス等の国際展開等については、日本方式の普



アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) にて訪日した留学生たち。アフリカにおけるビジネスの水先案内人としての活躍が期待される (写真提供: JICA)。



カンボディアつばさ橋。メコン南部経済回廊支援の一環。鳥が羽を広げているように見えることから、日本との更なる関係発展を祈り、「つばさ橋」と命名された(写真提供:JICA)。

及を通じた協力を行う。

(エ)様々な主体との連携強化

上記重点 (ア)~(ウ) に取り組むに当たり、様々な主体との連携の強化を図る。開発協力大綱を踏まえ、日本の開発協力の戦略的展開に必要な実施態勢の整備を図るとともに、民間企業、地方自治体、大学・研究機関、NGO・市民社会組織 (CSO)、国際機関・地域機関等との連携を一層強化していく。

✓ 国際協力事業関係者の安全対策

7月にバングラデシュの首都ダッカで発生した襲撃テロ事件では、ODAに携わっていた7人の日本人の尊い命が奪われ、1人の日本人が負傷した。政府は、テロに屈することなく、開発途上国を支援し続けていく決意であるが、その一方で国際テロ情勢は厳しさを増している。現地で国際協力に携わる日本人の安全を確保すべく、改めて万全の態勢を構築することが不可欠となっている。

このような問題意識に立って、外務大臣の下に「国際協力事業安全対策会議」を発足させ、多くの関係省庁の参加も得た5回の会合を経て、8月末に国際協力事業関係者のための新たな安全対策を策定した最終報告を公表した。最終報告では、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応及び⑤外務省・国際協力機構(JICA)の危機管理意識の向上・態勢の在り方の5つの柱に沿って、今後外務省及びJICAが関係者と連携して取り組むべき安全対策を示した。

今後とも、国際協力事業関係者の安全を確保 しながら、日本が責任ある大国として国際社会 の平和と安定及び繁栄に引き続き積極的に貢献 すべく、新たな安全対策を着実に実施してい く。

(2) 日本の開発協力実績と主な地域への取組

☑ 日本のODA実績

2015年の日本のODA³実績は、支出総額ベースで対前年比5.6%減の約150億3,000万米ドルとなった。これは経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD/DAC)加盟国中では、米国、ドイツ及び英国に次いで第4位である。また、国際比較において通常用いられている支出純額ベースでは対前年比3.0%減の約92億米ドルとなり、米国、英国、ドイツに次ぐ第4位である。なお、支出純額ベースでの対国民総所得(GNI)比は0.21%となり、DAC加盟国中第19位となっている。

1 主な地域への取組

(ア) 東南・南西アジア

東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、同地域の発展に貢献してきた。

2015年の二国間ODA総額に占める同地域 の割合は、52.8%に上り、その多くが東南ア ジア諸国連合 (ASEAN) 諸国向け支援である。 日本は、域内連結性強化や産業基盤整備のため のインフラ整備及び産業人材育成支援が同地域 の持続的成長に不可欠との考えの下、質の高い インフラ整備を域内各国で実施しているととも に、2015年11月の日・ASEAN首脳会議にお いて発表した、今後3年間で4万人の産業人材 の育成を行う「産業人材育成協力イニシアティ ブ | の下で同地域の産業人材育成を着実に支援 している。さらに、ASEAN諸国は日本のシー レーン上に位置し、地域安全保障上重要な地域 であることから、巡視船艇や関連機材等の供 与、人材育成等、ODAによる海上安全分野で の支援を着実に実施している。このほか、域内 及び国内格差是正のための支援や防災、環境・

³ 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、 国際機関への拠出・出資等があるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは通常、金利と共に返済が行われている。



気候変動、エネルギー分野等、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施するとともに、2016年9月の日・ASEAN首脳会議においてテロに屈しない強靱なアジアの実現に向け、今後3年間で450億円規模の支援と2,000人の人材育成を行うことを発表し、新たな課題に対しても積極的に取り組んでいる。

メコン地域においては、2015年7月の日・メコン首脳会議で採択した「新東京戦略2015」に沿って、同首脳会議で表明した3年間で7,500億円のODAによる支援を着実に実施するとともに、2016年7月の日・メコン外相会議で新たに立ち上げた「日メコン連結性イニシアティブ」の下、域内の更なるインフラ整備、制度改善や周辺開発等を通じ、「生きた連

結性 | の実現を支援していく。

日本はこうした支援を通じて、2015年12 月に設立されたASEAN共同体の強化を後押し していく。

南西アジア地域は、経済が発展する一方、依然としてインフラの未整備や貧困などの課題を抱えている。日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、こうした課題の克服に向けた様々な支援を行っている。

スリランカに関しては、5月に行われた首脳会談で、安倍総理大臣から「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下、スリランカとも協力を強化していくこと、また、コロンボ港及びその周辺開発等に官民一体となって取り組んでいくことを表明した。

インドに関しては、11月に行われた首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業の着実な進捗が示されたほか、モディ首相から、日本のODAがインドにおけるインフラの開発と近代化において重要な貢献を果たしてきたことに謝意が表明された。

(イ) 中央アジア

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれている地政学的に重要な地域であり、その安定と発展は、日本を含むユーラシア地域全体の安定と発展にとっても重要である。日本は、中央アジアの「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、地域・国際の平和と安定に寄与する日本外交を掲げ、アフガニスタンやパキスタンなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、この地域の長期的な安定と持続的発展のため、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった普遍的価値が根付くよう国造りを支援している。

2016年は、前年の安倍総理大臣の中央アジア訪問のフォローアップとして、インフラ整備、保健医療、国境管理、麻薬対策等の分野で協力を行ったほか、高等専門学校を始めとする日本型工学教育を活用した高度産業人材育成に向けた支援、若手行政官の日本留学事業の拡充や日本センターに対する新規協力事業を開始する等人材育成に関する協力を強化した。また、「中央アジア+日本」対話の新たな協力テーマである運輸・物流分野における協力について議論を深めた。

(ウ) 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約213万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆米ドルの域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差や農村・山岳部の貧困などの問題を抱えている国が少なくない。また、自然災害に対する脆弱性が高く、環境・気候変動及び防災分野での取組も課題となって



日本の無償資金協力で建設・整備された日本・パラグアイ人造りセンターを視察する黄川田外務大臣政務官(5月6日、パラグアイ)

いる。日本は、中南米各国の特殊性も勘案した 上で、様々な協力を行っている。

4月には、バレーラ・パナマ大統領が訪日し、パナマの持続可能な経済成長に寄与するため、「パナマ首都圏都市交通3号線整備計画」に関する書簡の交換を行った。9月には、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてキューバを訪問し、無償資金協力など経済協力の本格化、JICA事務所の開設等を行うこととした。11月には、安倍総理大臣がペルー及びアルゼンチンを訪問し、ペルーにおいては、環境・防災対策分野等で、また、アルゼンチンにおいては中小企業支援分野等で引き続き支援を行っていくことを表明した。

(工) 中東

地政学的要衝にあり、エネルギー安全保障上も重要である中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のみならず世界の安定にとっても重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向け積極的に支援してきた。

日本は、5月のG7伊勢志摩サミットの機会に、「中庸が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、今後3年間で、約2万人の人材育成を含む総額約60億米ドルの支援の実施を表明した。また、将来のシリア復興を担う人材育成の観点から、今後5年間で最大150人のシリア人留学生を受け入れることを発表した。

特に、シリア・イラク及びその周辺国の難民・避難民に対しては、9月の国連総会で開催された国連安保理ハイレベル会合において、日本は2016年中に約11億3,000万米ドルの支援を表明した。また、難民及び移民に関する国連サミット、オバマ米国大統領主催難民サミットでは、日本は、2016年から3年間で総額28億米ドル規模の世界の難民等への人道支援、自立支援及び受入国・コミュニティ支援と、世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額1億米ドル規模の資金協力の実施を表明した。

さらに、日本を始めとする国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床としないよう、同国の自立と安定に向けた国造りを支援している。10月に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」では参加国・機関から総額152億米ドルの支援プレッジが表明された。日本は、国際社会の支援の継続はアフガニスタン政府が改革コミットメントについて成果を出すことにかかっているという相互責任原則に基づき、2017年から2020年までの4年間で年間最大約400億円の支援を継続するよう努めることを表明した。

(オ) アフリカ

アフリカは、豊富な天然資源と急増する人口 を背景に高い経済成長を遂げ、潜在的市場とし て国際社会の注目と期待を集めている。日本 は、1993年以来、アフリカ開発会議(TICAD) プロセスを通じて、アフリカ諸国及び支援国・ 組織と共にアフリカの開発課題に取り組み、そ の経済成長の実現に向け支援してきた。 TICADプロセスは、日・アフリカ関係を一層 強化するものであり、アフリカ諸国の自主性を 尊重しアフリカの更なる発展を議論する場とし て、アフリカ諸国から高く評価されている。5 年ごとに開催されてきた同会議は、2013年の 第5回以降、3年ごとの開催となり、2016年8 月、ケニアのナイロビで、アフリカ初の TICADとなるTICAD VI (特集「TICAD VI ~民間セクターのアフリカへの関心~」115 ページ参照)が開催された。

TICAD VIでは、アフリカ53か国から首脳 級を含む代表に加え、開発パートナー諸国及び アジア諸国、国際機関、地域機関、民間セク ター、NGOの代表等の参加を得て、①経済の 多角化・産業化、②強靱な保健システム促進 及び③社会の安定化促進について活発な議論が 行われ、これら3つの優先分野を柱とする「ナ イロビ宣言 | が採択された。同会議で共同議長 を務めた安倍総理大臣は、基調演説の中で、 2016年から2018年までの3年間に、日本の 強みである質の高さ(クオリティ)を生かした 約1.000万人の人材育成を始め、質の高いイン フラ整備や強靱な保健システム促進、平和と安 定の基盤作り等、ナイロビ宣言の3優先分野に 沿って、官民総額300億米ドル規模のアフリ カの未来への投資を行うことを表明した。

次回のTICAD WIは、2019年に日本国内で開催される予定である。日本は今後も、民間投資を巻き込んだ経済成長、開発、社会的安定促進等の分野で、日本の強みを生かした支援を着実に実行するとともに、日本とアフリカ諸国との互恵的関係を構築し、官民が連携してアフリカの「質の高い成長」実現に貢献していく。

(3) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

☑ 適正なODA実施のための取組

ODAの実施においては、各段階において外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成することにより、透明性の向上に努めている。ODA実施の事前調査の段階においては、公開する形で、開発協力適正会議を開催し、外部の有識者との間で検討を行った上で調査の要否を決定している。さらに、案件の実施後においては、JICAは2億円以上の全ての案件について事後評価の結果をホームページ上で公表しており、10億円以上の案件については第三者による事後評価も行っている。こうした事後評価で指摘された事項は、次のODAの案件形成に生かしている。

✓ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応 じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協 力という3つの枠組みにより実施されているが、 限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果 を実現するため、外務省及びIICAは相手国の ニーズを踏まえて、国ごとに協力における重点 分野を設定し、各枠組みの垣根を越えてそれら の分野に資する案件を形成している。例えば、 内陸国であるルワンダでは、陸路を通じて外洋 へ出る際の輸送コストの高さが大きな課題と なっている。そのため、日本は、無償資金協力 により、ルワンダとタンザニアの国境に新しい 橋や国境手続円滑化のための施設 (ワンストッ プボーダーポスト:OSBP) を建設し、技術協 力によりOSBP施設の運用能力向上を支援し てきた。こうした取組を更に推進するため、7 月には、有償資金協力により、ルワンダからタ ンザニア国境へとつながる道路の改修・拡張支 援を決定した。

また、日本は効果的なODA実施に関する国際的な枠組み作りにも貢献している。国際社会が一丸となって開発途上国への開発協力の効果向上に取り組むことを目的に、先進国や開発途上国のみならず市民社会や民間セクターなど様々な開発主体が参加する枠組みとして「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)」があり、日本は2015年9月から同パートナーシップの運営委員を務めている。2016年11月に開催されたGPEDC第2回ハイレベル会合では、三角協力などの日本が強みを持っている分野での取組を発信し、他の参加者から、こうした日本の取組を評価する声が上がった。

開発協力情報公開の推進と質の向上に向けた取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信と開発協力の質の向上を通じて国民の理解促進に努めている。具体的には、東京のお台場で開催した日本最大級の国際協力イベント「グ

ローバルフェスタ [APAN2016] (10月) や、 大阪市で開催した「ワン・ワールド・フェス ティバル | (2月) 等の国民参加型イベントのみ ならず、テレビ広報番組(「私が変わればミラ イが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探 せ!」|)を放映し、開発途上国の現場取材に基 づき、日本が世界各地で行っている国際協力活 動の具体例や日本にとっての開発協力の意義等 を分かりやすく紹介するなど、幅広い層の人々 に届くことを目指す広報を実施した。また、引 き続きODAホームページを通じた開発協力に 関する情報発信にも取り組んでいる。さらに、 開発協力大綱において海外広報にも積極的に取 り組むとしたことを踏まえ、現地の報道機関に よる日本の開発協力の現場視察を企画し、現地 の報道においても日本の協力が取り上げられる 機会を作るよう努めるとともに、英語や現地語 による広報資料の作成も行ってきている。

ODAの質を高めるためには、ODAを評価し、評価結果から得られた提言や教訓を次の政策立案や事業実施に生かしていく必要がある。外務省は、外部有識者による政策・プログラムレベルの評価を実施しており、その評価結果を関係者間で共有し、活用している。また、JICAは、事業の透明性を高める観点から、JICA事業についてJICAホームページ上の「ODA 見える化サイト」で、案件の現状や成果などを公表している。同サイトには、2016年12月末時点で、合計3,724件の案件が掲載されている。

2) 地球規模の課題への取組

(1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会 全体の開発目標として相互に密接に関連した 17の目標と169のターゲットから成る「持続

可能な開発目標 (SDGs) を掲げている。日 本は、国際社会の議論が本格化する前から、 2030アジェンダの議論や交渉に一貫して積極 的に貢献してきた。そして、議長国を務めた 2016年のG7伊勢志摩サミットでは、開発協 力における優先課題としてSDGs達成へのコ ミットメントを確認した。また5月には、サ ミット議長国として、リーダーシップをとるべ く、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成 員とする SDGs 推進本部を設置し、SDGs の実 施に向けた日本の指針を策定することを決定し た。指針の策定を進める中で、9月及び11月 にはNGO、有識者、民間セクター、国際機関 等の広範な関係者が集まり意見交換を行う SDGs推進円卓会議を開催したほか、パブリッ クコメントを実施した。この結果、12月に開 催されたSDGs推進本部第2回会合において、 指針本文と付表から成るSDGs実施指針が決定 された。同指針本文には、ビジョンとして「持 続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経 済、社会、環境の統合的向上が実現された未来 への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、5つ の実施原則とフォローアップの内容を定めた。 また、ビジョンの達成に向けた取組の柱とし て、SDGsとして日本が特に注力すべきものを 示すべく、SDGsの内容を日本の文脈に即して 再構成した8つの優先課題を掲げた。付表には 8つの優先課題のそれぞれについて、推進され る具体的な施策として、関係省庁から提出され た140の国内及び国外施策が記載されている。 日本は同実施指針の下、広範なステークホル ダーと連携し、SDGs達成に向けた国際社会の 取組を引き続きリードしていく。

1 人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会造りを進める考え方である。日本は、人間の安全保障を外交の柱の1つと位置付け、国連などにおける議論や、日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金の

活用、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。2030アジェンダも、「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念に基づくものとなっており、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。

☑ 防災分野の取組

防災分野については、毎年世界で2億人が被災(犠牲者の9割が開発途上国の市民)し、自然災害による経済的損失は年平均1,000億米ドルを超える。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

幾多の災害を経験してきた日本は、2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施及び計4万人の人材育成を行うことを表明するなど、防災分野における協力を積極的に進めている。

さらに、日本の提案で2015年12月に第70回国連総会で制定された「世界津波の日(11月5日)」に合わせ、2016年には世界各地で津波に関する啓発のための各種会議や避難訓練等を主導し、11月には高知県黒潮町で「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」を開催した。同サミットには日本を含む30か国の高校生約360人が参加し、日本の津波の歴史や防災・減災の取組を学ぶとともに、今後の課題や自国での取組等について発表し、成果文書として「黒潮宣言」を採択した。

今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有 し、各国の政策に防災を取り入れる「防災の主 流化」を引き続き推進する考えである。

ジ 教育分野の取組

教育分野では、2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択のタイミングに合わせて、日本の教育協力分野の新たな

特 集 持続可能な開発目標(SDGs) ~広範なセクターとの協働~

SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲットを設定しています。SDGsは、前身のミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)に掲げられていた貧困、飢餓、健康、教育、ジェンダー、水と衛生などの目標を引き継ぎ、それらを更に推進するだけでなく、経済成長やインフラ、気候変動対策等、MDGsには明確に含まれていなかった目標も含んでいます。このように広範で包括的な目標であるため、達成には、広範なステークホルダー(民間企業、NGO、有識者等)との連携が必要不可欠です。

このため日本政府は、自らの取組の指針となる「SDGs実施指針」の策定プロセスにおいて、多様な分野の関係者と意見交換を行ってきました。具体的には2016年9月には、SDGsの達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり意見交換を行う「SDGs推進円卓会議」をSDGs推進本部の下に設置しました。同会議は同年9月に第1回会合、11月に第2回会合を行い、実施指針の策定に向け議論を行いました。また、その間、10月には第1回会合の議論も踏まえて決定された「SDGs実施指針」の骨子について、広く国民等から意見を公募するパブリックコメントを実施しました。このような過程を通じて寄せられた、多様な意見を踏まえたものとして、12月に「SDGs実施指針」がSDGs推進本部にて決定されたのです。

指針策定の当日には、SDGs を推進するNGO/NPOなど市民社会で作る「SDGs 市民ネットワーク」の主催で共同記者会見が開催され、円卓会議のメンバーや政府担当者等が一堂に会し、実施指針の策定を歓迎するとともに、SDGs の実施に向けた決意を表明しました。日本政府は、同指針の下、広範なステークホルダーと共に「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた協力を強化し、着実に取組を推進していきます。



第2回SDGs推進円卓会議の様子(11月11日、東京・外務省)



「SDGs市民ネットワーク」共同記者会見の様子(12月22日、東京・日本記者クラブ)

戦略となる「平和と成長のための学びの戦略」を発表した。新戦略では、基本原則として、「包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力」、「産業・科学技術人材育成と持続可能な社会開発のための教育協力」及び「国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大」

を掲げており、同戦略の下、世界各地で様々な 教育支援を行っている。また、教育のためのグ ローバル・パートナーシップ (GPE) などの 教育支援関連会合にも積極的に参加している。

■農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や 国際機関とも連携しながら、開発途上国の農 業・農村開発を支援している。4月にはG7新 潟農業大臣会合を開催し、世界の食料安全保障 の強化に向けた「新潟宣言」を採択・発出した。

51 水分野の取組

日本は、1990年代から継続して水分野でのトップドナーであり、日本の経験・知見・技術を生かした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、水分野のグローバルな課題に取り組んでいる。

(2) 国際保健

人々の生命を脅かし、あらゆる社会・文化・経済的活動を阻害する保健課題の克服は、人間の安全保障に直結する国際社会共通の課題である。日本は人間の安全保障を提唱し、それを「積極的平和主義」の基礎とするとともに各種の取組を推進してきており、保健をその中心的な要素と考えている。日本は、世界で最も優れた健康長寿社会を達成しており、保健分野における日本の積極的な貢献に一層期待が高まっている。日本は、保健分野への支援を通じて、人々の健康の向上、健康の権利が保障された国際社会の構築を目指している。

このような理念の下、日本はこれまで多くの国や、世界保健機関(WHO)、世界銀行、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)、Gaviワクチンアライアンス(Gavi)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(UNICEF)といった様々な援助機関と協力しながら、感染症や母子保健、栄養改善などの保健課題の克服に大きな成果を上げてきた。特に2016年には、2015年に策定された開発協力大綱の課題別政策である「平和と健康のための基本方針」に基づき、全ての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を確保するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成を念頭に、指導力を発揮し、議論を主導した。



国連HIV/AIDSハイレベル会合にて日本政府代表演説を行う濵地外務大臣政務官(6月9日、米国・ニューヨーク)

5月のG7伊勢志摩サミットでは、議長国と して議論を主導し、「G7伊勢志摩首脳宣言」 において保健を大きく取り上げ、①感染症等の 公衆衛生危機への対応能力強化、②危機管理対 応に資するUHCの推進及び③薬剤耐性(AMR) への対応強化の3分野で合意し、これらの分野 に関する「国際保健のためのG7伊勢志摩ビ ジョン」を発出した。また、安倍総理大臣は、 日本の具体的貢献として、公衆衛生危機対応、 感染症対策やUHCの実現に向けた保健システ ム強化等のため、国際保健機関に対する約11 億米ドルの支援方針を表明した。さらに、6月 に行われた国連HIV/AIDSハイレベル会合で は、濵地外務大臣政務官を首席代表とする政府 代表団が参加し、同サミットの成果を紹介しつ つ、国際保健分野に一層の貢献を行っていく決 意を改めて表明した。

8月に行われたTICAD VIでは、保健を優先課題として掲げ、ナイロビ宣言では「質の高い生活のための強靱な保健システムの促進」として公衆衛生危機への対応強化、危機への予防・備えにも資するUHCの推進について合意した。また、安倍総理大臣は、G7伊勢志摩サミットでの約11億米ドルの拠出表明に関しグローバルファンドやGaviを通じて、約5億米ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うこと、約2万人の感染症対策のための専門家・政策人材育成や基礎的保健サービスにアクセスできる人数を約200万人増加させることを表明した。

(3)環境問題・気候変動

7 地球環境問題

日本は、多数国間環境条約、環境問題に特化した国際機関及び各種フォーラム等における交渉及び働きかけを通じ、資源の枯渇や自然環境の破壊に対処し、持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても環境分野の目標が記載されるなど、国際的にその取組の重要性がより一層認識されている。

(ア) 生物多様性の保全

9月から10月にかけ、ワシントン条約(CITES)第17回締約国会議(COP17)がヨハネスブルグ(南アフリカ)で開催された。同会議では、密猟や違法取引に寄与している象牙及び象牙製品の国内取引市場の閉鎖のために必要な行動をとることが勧告されたほか、サメ・エイ類等が取引規制対象種としてCITESの附属書に掲載されること等が決定された。また、11月には、「野生動植物違法取引に関するハノイ会議」がベトナムで開催され、参加国による野生動植物の違



ワシントン条約第17回締約国会議閉会式(10月4日、南アフリカ・ヨハネスブルグ)



生物多様性条約第13回締約国会議 (12月10日、メキシコ・カンクン)

法取引対策に係る具体的な行動の重要性を強調 するステートメントが発出された。

12月、生物多様性条約 (CBD) 第13回締約国会議 (COP13) がカンクン (メキシコ)で開催され、2010年のCOP10で採択された「愛知目標」の達成に向けた進捗状況、農林水産業及び観光業といったセクターにおける生物多様性の主流化等、生物多様性に関する諸課題について議論が行われた。

なお、9月には、国際自然保護連合(IUCN)の4年に1度の総会に当たる第6回世界自然保護会議(WCC6)がホノルル(米国)で開催され、IUCN活動計画の決定、各種勧告案の採択などが行われた。

(イ) 森林保全

11月、国際熱帯木材機関(ITTO)第52回 理事会において、持続可能な森林経営に向けた 取組に関する議論が行われた。

(ウ) 有害化学物質・有害廃棄物の国際管理

水銀に関する水俣条約(2013年10月採択)については、発効に向けた議論が関係国間で継続されている(2016年末時点で35か国が締結)。日本は2月に同条約を締結した。

10月、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第28回締約国会合がキガリ(ルワンダ)で開催された。同会合においては、同議定書の規制対象に、特定フロンの代替物質として開発された、オゾン層は破壊しないが地球温暖化効果の高いハイドロフルオロカーボン(HFC)を追加する議定書改正が採択された。

(エ) 海洋環境の保護

9月、廃棄物の海洋投棄等を規制するロンドン議定書第11回締約国会議が開催され、戦略計画、放射性廃棄物の投棄禁止等について議論された。

また、日本海及び黄海の海洋環境保全については、10月にソウル(韓国)において日本・中国・韓国・ロシアが協力する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の第21回政府間会

合が開催された。

5月、日本が開催国となったG7伊勢志摩サミットにおいては、首脳宣言の「資源効率性及び3R」の項において、海洋ごみ問題にも対処することが再確認された。

★ 気候変動

(ア) パリ協定の発効と国連気候変動枠組条約 (CUNFCCC)第22回締約国会議(COP22)

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出 削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、 1997年のCOP3において採択された京都議定 書は先進国にのみ削減義務を課す枠組みであっ た。そこで、2011年の「ダーバン合意|⁴を始め とする数年にわたる精力的な交渉の結果、2015 年12月、パリで開催されたCOP21において、 先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減 に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達 成に向けた取組を実施すること等を規定した公 平かつ実効的な枠組みである「パリ協定(Paris Agreement)」が採択された。日本は、この交 渉過程において、制度設計に関する具体的な提 案を行い合意採択に積極的に貢献したほか、安 倍総理大臣が表明した2020年における約1兆 3.000億円の対開発途上国支援実施表明は合意 妥結への大きな後押しとなった。

同協定採択後、協定の早期発効が次なる焦点となったが、2016年9月の米国・中国による同時締結等を受けた国際社会の機運の高まりもあり、締約国数55か国以上及びその排出量の合計が国際社会全体の排出合計に比して55%以上となるとの要件を満たし、11月4日にパリ協定は発効した。日本も5月の伊勢志摩G7サミットにおいて2016年中の発効という目標を掲げる首脳共同宣言を議長国として取りまめる等パリ協定の発効に向けた機運の醸成に努め、11月8日、同協定を締結した。

2016年11月にマラケシュ(モロッコ)で 開催されたCOP22及びパリ協定第1回締約国 会合(CMA1)では、パリ協定発効後のプロ



国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(11月7〜18日、モロッコ・ マラケシュ 写真提供:UNFCCC事務局)

セスとして協定実施のための指針策定作業の進 め方が焦点となった。この点、日本は、①協定 の締結・未締結にかかわらず、引き続き全ての 国が実施指針等の検討に参加することを通じ、 策定された指針等に各国が当事者意識を持つこ と及び②今後の協定実施指針に係る行程に関す る議論の進展、の2点を重視し交渉に臨んだ。 特に、今後の作業に明確性を持たせるためにも 2018年までに指針等を策定すべきことや同期 限に向けて速やかに技術的な作業を進めるた め、2017年5月に開催される次回会合までの 具体的な作業計画を策定すべきであると主張し た。2週間にわたる関係国による議論の結果、 ①今後とも全ての国が参加する形でパリ協定の 実施指針の策定交渉を行うこと及び②2017年 に関連会合を開催し実施指針策定作業の進捗状 況の確認を行った上で、実施指針を最終的に 2018年までに採択すること等が決定された。 このように、日本の主張が反映される形で実施 指針の策定行程が具体的なタイムスケジュール と共に合意されたことは、2016年の気候変動 交渉に関する大きな成果である。また、今回の COPでは、様々な主体の取組強化がポイント となり、自治体や企業等の非政府主体の行動を 強化するためのイベントが開催された。日本は 今後ともパリ協定を更に実効的なものにすべ く、関係国と緊密に連携しながら、関連交渉に 積極的に取り組んでいく。

⁴ ①2015年までに全ての国が参加する新たな法的枠組みに合意し、②同枠組みを2020年から発効させる等がその内容。COP17において決定された。

(イ) 開発途上国支援に関する取組

多くの開発途上国は、自国の資金と実施能力だけでは十分な気候変動対策を実施できないことから、日本を含む先進国は積極的な対開発途上国支援の取組を進めてきている。

上記取組の一環として、2009年、先進国は2020年までに官民合わせて1,000億米ドルを動員することにコミットした(コペンハーゲン合意)が、これに関連し、2016年10月、先進国は、COP22に先立って開催された事前会合で「1,000億ドルに向けたロードマップ (Roadmap to \$ 100 billion)」を発表した。これは、1,000億米ドルの資金動員の実現に至る道筋を明確化するための先進国によるイニシアティブであり、COP22等の関連交渉の場において、開発途上国を含む国際社会から歓迎された。

また、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金である緑の気候基金(GCF)も重要な役割を果たしている。日本は、2015年に成立した「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」に基づき、資金を拠出しているほか、GCF理事国として支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に参画している。2016年12月までに35件の支援案件がGCF理事会で承認された。

(ウ) 二国間オフセット・クレジット制度 (JCM)

JCMは、開発途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策実施を通じ、温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する仕組みである。現在までに、16か国とJCMを構築している。2016年においても、インドネシア(5月)、モンゴル(9月)及びパラオ(12月)の案件からそれぞれクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げてきている。

(エ) 日本によるその他の取組

10月には、アジア地域の6か国及び国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局関係者らを対象に「気候変動分野の透明性に係るキャパ

シティ・ビルディング・セミナー」を実施し、開発途上国による排出削減を促す上で重要な排出削減目標(NDC)に係る達成状況の報告に当たっての必要な能力支援について認識の共有を図った。2017年1月には、G7各国関係者や内外の専門家等を招き、気候変動と脆弱性専門家会合及びワーキング・グループを開催し、昨今注目を集めている気候変動が持つ安全保障への含意についての問題意識の深化を図った。

2016年2月に東京で開催された「第14回 『気候変動に対する更なる行動』に関する非公 式会合」は、気候変動対策に係る新たな国際枠 組みである「パリ協定」採択後初めて主要国の 交渉担当者が集う会合となり、同協定の実効的 な実施に向けて活発な意見交換が行われた。

(オ) 国際航空分野における気候変動対策に係 る取組

国際航空分野の温室効果ガス排出削減につい ては、近年、国際民間航空機関(ICAO)にお いて、燃料効率を毎年2%改善し、2020年以 降は総排出量を増加させないとのグローバル削 減目標を定め、これを達成するために、新技術 の導入や航空機運航方式の改善、代替燃料の活 用に加え、市場メカニズムを活用した世界的な 排出削減制度 (GMBM) の構築について検討 が進められてきた。こうした中、2016年10 月に開催された第39回ICAO総会(於:モン トリオール)において、GMBMの内容を定め た決議が全会一致で採択された。これにより、 特に2021年から排出権購入による温室効果ガ ス排出削減が日本を含む自発的参加国を対象に 開始されることとなり、また、2027年からは、 一定以下の排出量を計上する国を除き全ての国 が同制度に参加することとなった。日本として は、引き続きICAOにおけるGMBM制度の詳 細に係る検討に積極的に貢献し、具体的な運用 開始に向け必要な取組を進めていく。

特 集 ポスト COP21 の気候変動交渉 ~パリ協定発効、COP22~

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、先進国のみに削減義務を課していた京都議定書に代わる新たな枠組みとして、史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス排出削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成のために取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みとしてパリ協定が採択されました。2016年は、パリ協定がその採択から1年を待たずに発効し、さらにその着実な実施のための作業スケジュールがCOP22で決定されるなど、引き続き、気候変動交渉にとってダイナミックな1年となりました。



「パリ協定」の受諾書を国連の担当者に提出する南博国連日本政府代表部大使(11月8日、米国・ニューヨーク(国連本部))

●協定発効

パリ協定の採択後も、同協定をいち早く実施に移すべく、国際社会はその歩みを進めていきました。2016年4月にニューヨークの国連本部において行われた同協定の署名式では、国連気候変動枠組条約の締約国の大部分に当たる175もの国・地域が、その開放と同時にパリ協定に署名し、国際社会による一致した意思を表明しました。9月3日には、米中両国が、締結文書の同時提出という形で協定を締結し、早期発効に向けた動きが加速しました。その後、インドやEU(一部加盟国による先行締結)が相次いで締結したことなどにより、世界全体の総排出量の55%を占める55か国による締結との発効要件を満たし、11月4日、パリ協定は国際社会の当初の予想よりも早く発効する運びとなりました。

● COP22

COP22 (11月7日~18日、マラケシュ(モロッコ))において開催された国連気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)では、今後のパリ協定の着実な実施のための鍵となる同協定の実施指針の交渉に関する作業工程への合意が焦点となりました。交渉の結果、実施指針の採択期限を2018年とすることが決定する等の成果を上げたCOPとなりました。また、開幕直後には、米国大統領選におけるトランプ氏当選の報を受け、翌年(2017年)発足する次期米国政権の気候変動政策に関係国の関心が集まりました。会議では、パリ協定の実施のための議論が着実に進められたほか、参加国の多くが今後も国際的な協力の下、気候変動問題の解決に向け前進していくべきことを表明する等、国際社会の結束を確認する機会ともなりました。

●今後の展望

気候変動交渉は、2016年パリ協定発効及びその後の作業工程の合意を受け、今後、2018年にかけて、各国による排出削減行動実施に係る細則を始めとする数多くの論点について交渉を進めていくこととなります。米国のトランプ政権のパリ協定への対応を含む気候変動問題に対する政策の全体像は、現時点では必ずしも明らかではありませんが、気候変動問題への対応は、国際社会全体で取り組むべきグローバルな課題です。日本は、米国の積極的な関与も重要であると考えており、トランプ政権の政策が気候変動問題に与える影響について引き続き注視しています。その上で、各国がより透明性の高い形で自国の排出削減行動を明らかにするような制度を構築すべく、関係国と緊密に連携しながら、今後の交渉に積極的に臨みます。

(4) 北極・南極

7 北極

(ア) 北極における状況の変化と日本の考え方

地球温暖化による北極における環境変化(海 水、永久凍土、氷床・氷河の融解等)は、北極 海航路の利活用、資源開発といった新たな可能 性と同時に、地球温暖化の加速化、北極の脆 はまる 弱な自然環境に与える影響、潜在的な安全保障 環境の変化等の様々な課題をもたらしており、 国際社会の関心が高まっている。

こうした北極をめぐる可能性と課題に対しては、広範な国際協力の下、北極における環境変化の実態と地球環境全体への影響を科学的に解明し、変化を正確に予測して、対応策を導き出すとともに、北極圏の適切な経済的利用の在り方について国際的な共通理解を打ち立てる必要がある。その前提として、北極における領有権問題や海洋境界画定問題での対応に見られる法の支配に基づく対応が確保されることが不可欠である。2015年10月、日本は北極政策について初めて包括的にまとめた「我が国の北極政策」を策定した。日本はこの北極政策に基づき、特に強みである科学技術を生かして、北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会へ貢献していく。

(イ) 北極に関する国際的取組への積極的な参画

日本は、北極をめぐる国際的な取組において、①北極に関する地球規模の課題への対応や国際的ルール作りへの積極的な参画、②北極評議会(AC:北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組み)の活動に対する一層の貢献及び③北極圏国等との二国間・多国間での協力の拡大を進めることとしている。

この一環として、日本は2013年5月にACのオブザーバー資格を取得した。これを契機に、高級北極実務者(SAO)会合や各種作業部会、タスクフォースなどの関連会合に政府関係者や研究者を派遣して、議論に積極的に参加することを通じて、ACの活動に貢献してきている。また、ACへの更なる貢献を図るため、オブザーバーの役割拡大に関する議論に積極的

に参加するとともに、AC議長国及びメンバー 国等との政策的な対話に取り組んでいく。

こうした日本の北極への取組を積極的に発信する観点から、白石和子北極担当大使は、ロシア、米国、アイスランド等で開催された北極に関する国際会議に積極的に参加したほか、北極圏国を含む関係諸国との間で北極に関する意見交換を行っている。

4月には、北極に関する日中韓ハイレベル対話(大使級)が初めて開催され、3か国の政府及び関連研究機関関係者も出席し、北極に関する今後の3か国間の協力の可能性等について意見交換が行われた。

また、11月には、2017年から2年間ACの議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし、日本の北極関連研究施設等の視察のほか、武井外務大臣政務官、「北極のフロンティアについて考える議員連盟」等との意見交換を含め、産官学の関係者と幅広く意見交換が行われた。本件招へいを通じて、日本の北極に係る取組や強みへの理解を促すとともに、次期AC議長国であるフィンランドに対して、日本がACのオブザーバーの立場から更なる貢献が可能であることを示した。

| 南極

(ア) 南極条約

1959年に採択された南極条約は、基本原則として、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力及び③領土主権・請求権の凍結を定めている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月から6月にかけてサンティアゴ(チリ)において開催された第39回南極条約協議国会議(ATCM39)では、南極における活動の多様化を踏まえ、南極の環境保護及び観測、鉱物資源活動の禁止、南極観光等に関する議論が行われた。また、「環境保護に関する南極条約議定書」の採択25周年を迎えたことを記念し、同会議に合わせてシンポジウムが開催された。

(ウ) 日本の南極観測

日本の南極観測では、南極地域観測第9期6 か年計画(2016年から2021年)に基づき、 現在、過去及び未来の地球システムに南極域が 果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地 球温暖化」の実態やメカニズムの解明を目指 し、長期にわたり継続的に実施する観測に加 え、大型大気レーダーを始めとした各種研究観 測を実施している。

3 科学技術外交

2015年9月に岸田外務大臣によって任命された岸輝雄外務省参与(外務大臣科学技術顧問)は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、各種外交政策の企画・立案における科学技術の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。また、内外の科学技術分野の関係者との連携強化を図りながら、日本の科学技術外交についての対外発信にも取り組んでいる。

2016年には、外務大臣科学技術顧問を座長 とする「科学技術外交推進会議」の会合を3回 行った。また、同顧問の下で有識者及び政府関 係部局を交えて開催された日米協力、海洋・北 極、保健及び国際協力の4分野のスタディ・グ ループ会合では、科学的根拠に基づく政策決定 の重要性が強調された。こうした取組の結果、 G7伊勢志摩サミットの成果文書には、科学的 知見に基づく海洋資源の管理等のための海洋観 測強化の支持及び医療データ分野での国際協力 の重要性が記載された。また、同顧問は、第6 回アフリカ開発会議(TICAD VI)に向け、人 材育成を通じたアフリカの科学技術水準の向上 及び研究開発成果の社会全体への還元の2点を 柱とする提言を外務大臣に提出し、同会議がケ ニアで開催された際、関連イベントに出席し、 また現地の科学技術関連施設の視察や関係者と



TICAD VIに向けた提言「科学技術・イノベーションの力でアフリカを豊かに」を岸田外務大臣に提出する岸外務省参与(外務大臣科学技術顧問)(8月15日、東京)



第2回日・インドネシア科学技術協力合同委員会の模様(9月13日、東京)

の意見交換を行った。

また、同顧問は米国、英国、ニュージーランド等の各政府の科学技術顧問と共に各種国際会議に出席し、顧問の役割や科学的知見を外交政策に生かす方法等につき意見交換を行う等、ネットワーク構築に当たった。

さらに、同顧問は、日本の優れた科学技術力について発信を高めるべく、内閣府と外務省の連携による科学技術イノベーションの対外発信事業5を欧州諸国にて行った6。このほか、5月24日に都内で開催した科学技術外交シンポジウムを始め国内及び国外での各種フォーラム等で、日本の科学技術外交の取組について広く発信している。

日本は47の国・機関を対象とする32の科学技術協力協定を締結しており、これらの国々と定期的に、協定に基づく合同委員会を開催して政府間対話を行っている。2016年は、スウェー

⁵ 将来の国際協力や日本の研究開発成果の国際展開の布石とするため、内閣府(総合科学技術・イノベーション会議)が司令塔機能を発揮し、省 庁・分野横断的な11の課題において産学連携により基礎研究から実用化・事業化までを見据えて一気通貫で研究開発を推進する「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」について、外務省(在外公館)との連携により、諸外国に向けて紹介する事業(通称 [SIP キャラバン])

^{6 2016}年6月にドイツ、同10月にオーストリア、フランス及び英国で実施

デン、フィンランド、カナダ、米国、インドネシア、英国及びドイツの7か国との間でそれぞれ合同委員会を開催し、関係省庁・機関も出席の下、多様な分野における協力の現状、今後の方向性などを協議した。また、関連内容のセミナー・フォーラムや施設見学等の関連行事への参加・実施を通じて、各国との科学技術交流の促進に寄与した。特に、インドネシアとは34年ぶりの委員会開催となった。またEUとの間

で課長級のタスクフォース会合を開催して次回の合同委員会へ向けた意見交換を行った。

多国間では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の 平和目的研究を支援する国際科学技術センター (ISTC)の理事国として、米国及びEUと協力 し、中央アジア諸国を中心に支援を行っている ほか、国際熱核融合実験炉(ITER)計画に参 画している。

コラム

日本の科学技術を外交に生かすために ~ 外務大臣科学技術顧問の活動の展望~ 岸輝雄 外務省参与(外務大臣科学技術顧問)

地球環境問題、感染症、自然災害への対応など、世界が直面する課題の中で、その解決のために科学技術の知見が求められるものは多くあります。

日本が持つ科学技術の強みをどう外交に生かすか。この点に関する助言が、外務省における科学の専門家としての、科学技術顧問の活動で期待されている点です。適切な提言や助言のために、これまで国内では17人の専門家から成る科学技術外交推進会議の委員の知見を総動員しています。同時に、科学界においては、こうした助言や提言が結果的に、日本の科学技術の成長にもつながることへの期待も高いのです。

科学技術の強みを外交に生かす上では、科学的な知見やデータを外交政策の策定に活用する、という考え方が重要です。日本の優れた技術を使って、データを精度良く収集し、科学的証拠に基づく解析を進め、政策に生かすという発想です。

日本と外国の共同研究や開発途上国での人材育成などを通じて、科学技術が日本外交において果たせる役割は多くあります。国連における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に、日本の科学技術を生かしていければ、日本外交としての更なる成果となるでしょう。このため、SDGsに関する日本の科学技術イノベーションの取組を国内外で紹介し、国際連携の在り方を考えています。

科学技術顧問や各国の科学者とのネットワーク構築も、顧問としての活動の重要な一部です。科学技術顧問を設置している国は米国、英国、ニュージーランドなどで、その数はまだ比較的限られています。こうした状況もあって、各国の顧問が集まると、顧問の活動を通じて世界の科学技術外交を鼓舞していこうとの話になることも多くあります。各国の顧問が集まって議論をすることで、その時々の国際情勢や科学技術情勢を踏まえ、科学技術顧問として注視すべき課題が見いだされてくる、といった面もあります。こうした形での科学技術外交の展開は、外交における新たな興味深い動きとも言えるでしょう。

外務省内での科学的知見の集約と浸透も重要です。このため省内の科学リテラシー向上を目指した省内セミナーを実施したり、在外公館と本省を結ぶ科学技術外交ネットワークを活用し各国の科

学技術情報の集約や戦略的イノベーション創出プログラム (SIP) キャラバンなど日本の科学技術の発信に関する取組を進めています。

科学の専門家として、自らにとって新たな世界である外交の分野に飛び込んだことで、自分自身にとっても新たな刺激を得られました。むろん、日本政府にとっても、科学技術顧問の活動は外交力に厚みを増す効果を生んでいると自負しています。日本の科学技術力が、これからも、日本外交への貢献につながっていくことを期待します。



ジョモ・ケニヤッタ農工大学を訪問する岸外務省参与(外務大臣 科学技術顧問)8月25日、ケニア・ナイロビ